

(公開)

## 第 1 6 回

# 岩沼市農業委員会総会議事録

令和 4 年 4 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和4年4月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、  
第16回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- |      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定                           |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名                      |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について         |
| 日程第4 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について        |
| 日程第5 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について        |
| 日程第6 | 農地現状変更完了届出について                  |
| 日程第7 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について   |
| 日程第8 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 日程第9 | 農用地利用集積計画について                   |

## 1、出席委員

|     |       |     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 平井 博  | 2番  | 長田 幸浩 | 3番  | 佐藤 勲  | 4番  | 長田 克美 |
| 5番  | 大友 信由 | 6番  | 渡邊 等  | 7番  | 猪股 政一 | 8番  | 郡山 正志 |
| 9番  | 菅原 龍也 | 10番 | 八巻 文彦 | 11番 | 宮部 淳子 | 12番 | 木皿 清  |
| 13番 | 菅井 武雄 | 14番 | 吉田 俊美 |     |       |     |       |

## 2、欠席委員

## 3、農地利用最適化推進委員

18番 川村 雄治

## 4、事務局職員

|          |        |    |       |
|----------|--------|----|-------|
| 事務局長事務取扱 | 新妻 敏幸  | 主査 | 小林 真由 |
| 主事       | 佐々木 常行 | 主事 | 渡辺 裕子 |

## 1、同日午後1時30分開会

- 議 長 　　ただいまから、第16回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）
- 議 長 　　ご異議なしと認めます。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、3番佐藤勲委員、6番渡邊等委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 新妻事務局長事務取扱 　　議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。  
（「なし」の声）
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてについて、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 新妻事務局長事務取扱 　　議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも市街化区域内の農地を転用するもので、整理番号1については一般個人住宅、整理番号2については賃貸駐車場にするための所有権移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

|            |   |   |
|------------|---|---|
|            |   | 意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。  |
|            |   | （「なし」の声）  |
| 議          | 長 | ないようですので、報告第2号を終了いたします。   |
| 議          | 長 | 日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。  |
| 新妻事務局長事務取扱 |   | 議案書の3頁から4頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、5件受理いたしております。内容につきましては、いずれも合意解約でございますが、整理番号1から3については、所有権移転を行うため、整理番号4から5については、転用を行うため解約するものです。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。   |
| 議          | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。  |
|            |   | （「なし」の声）  |
| 議          | 長 | ないようですので、報告第4号を終了いたします。   |
| 議          | 長 | 日程第6、報告第4号、農地現状変更完了届出について、を議題といたします。担当の担任委員から報告願います。  |
| 菅井職務代理     |   | 議案書の5項をご覧ください。畑として利用するため、農地の現状変更の届出があり、今般、完了届出が提出されたため、岩沼市農地現状変更届指導要綱に基づき調査したため報告するものです。整理番号1については南長谷字西宝坂55-1と55-3の2筆で、353.86㎡の面積です。この件は、田んぼでしたが、水が浸透して作付けがなかなか出来なかったということで、50センチ程の土盛りをして、畑に転用するという案件です。その際、水の浸透には十分注意しているということで、隣接する高さまで盛土をして、さらに堀ほどではないですが、溝のような排水の対策もして水が流れても道路に水を出さないという状態に対策をとってあるということで、その点を確認いたしました。また周辺でも泥水などについて十分対策は見られておりますので、特に問題はないと思いますが、郡山委員、どう見ておりましたか。 |
| 郡山委員       |   | 田んぼ側に勾配を取ってあるということでよいのではないのでしょうか。   |
| 菅井職務代理     |   | ということで特に問題はないと判断しておりますので、ご審議の程、お願いいたします。  |
| 菅井職務代理     |   | 2番の件についても続けて報告いたします。2番目は原地区の、元々、畑だったところで、大きなハウスが建っておりました。写真を見ていただき  |

たいのですが、非常に大きなハウスがあり、もともと野菜とかいろいろなものを作っていた所なのですが、平地であるために水が浸透するということが、風当たりが非常に強くて、ハウスの屋根が飛んでしまうということがあるそうです。そのためにハウスを撤去して、畑として利用するということが、道路より若干高めに土盛りをして、しかも道路に水がこぼれないように土手を作って、併設の畑のところには溝を掘って排水対策もしてあると確認しております。また、ちょうど隣接地の耕作者もおりまして、周囲の方々ともコミュニケーションを取られているということも感じられましたので、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 ただいまの担任委員からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、報告第4号を終了いたします。

議 長 日程第7、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。2件ありますが、同一事業の転用のため、一括して審議したいと思います。それでは、担当委員から説明願います。

川村推進委員 議案書6頁で、位置図は5頁・6頁になりますのでご覧ください。4月22日に菅井職務代理と菅井推進員、私と事務局で現地調査に行っていました。整理番号1の件は地権者が●●●●●さん、整理番号2は●●●●●さん、借受人は株式会社●●●●●、転用目的は砂採取です。以前、申請があった場所が北側で、今回はその場所には洗浄機を設置し、砂を採取する場所は南側になります。砂を採取する田んぼは真ん中で、複数の筆に分かれており、畦畔を設けて砂を取る場所をきちんと分けるそうです。田んぼに穴をあけ、水をため、水中からポンプで汲み上げられた砂を北側にある洗浄機で洗うということです。自然湧水による還流方式のため、取水排水を行わないということです。事業計画の中で付近の農地には被害を及ぼさないようにするが、万が一被害が発生した場合は復旧補償するということです。近隣住民とは話し合いも済んでいて、納得しているとの話を伺いました。万が一トラブルが発生したら、随時話をするとのお話をしておりました。以上でご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1

|            |   |  |
|------------|---|--|
|            |   | 項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1番2番については申請のとおり、承認相当として、県に進達することにご異議ございませんか。   |
|            |   | (「異議なし」の声)   |
| 議          | 長 | ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1番2番については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。  |
| 議          | 長 | 日程第8、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題とします。事務局から説明願います。  |
| 新妻事務局長事務取扱 |   | 議案書は6頁をご覧ください。位置図は7頁8頁になります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、意見を求めるものでございます。事業の概要といたしましては、宮城県から発注された送水連絡管の布設工事に係る仮設事務所及び資材置場として使用するための一時転用でございます。当初令和2年6月に一時転用の申請があり、その後令和3年1月に延長の申請があり、再度延長をするということで計画変更の申請があったものです。計画変更に至った経緯といたしましては、工事自体が延長となったため、事業を延長するということでございます。今回変更となった事業計画の期間は令和4年10月31日までとなっております。以上でございます。 |
| 議          | 長 | ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。   |
|            |   | (「なし」の声)   |
| 議          | 長 | ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することにご異議ございませんか。   |
|            |   | (「異議なし」の声)   |
| 議          | 長 | ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については、そのように決しました。  |
| 議          | 長 | 日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。  |
| 新妻事務局長事務取扱 |   | 事務局から説明願います。<br>議案書の8頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが13件、筆   |

数31筆、合計面積26,223.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。所有権移転に係るものは5件、筆数20筆、合計面積は16,902.07㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、4月28日を予定しております。以上でございます。

議 長

ただいま、事務局から説明がありましたが、利用権設定の4番、8番、所有権移転の3番から5番については、農業委員の自己に関する事項となっております。よって、最初に利用権設定の1番から3番、5番から7番、9番から13番、所有権移転の1番から2番に関しての、質疑・ご意見をいただきます。まず、整理番号2について、事務局より補足説明がありますので、説明願います。

小 林 主 査

所有権移転の整理番号2番、位置図の9ページと10ページをご覧ください。ここの所在は早股字松原の合計8筆の3,963㎡になります。こちらの土地については、所有者と長年連絡が取れず、そのためその農地が耕作放棄地になってしまうところで、長年地元の人に管理をしていただいていたという経緯があります。現況としては航空写真のような状態ではなく、きちんと管理がされている状態となっております。事務局で探索し、所有者と連絡が取れ、今回売買の同意がありましたが赤く表示されている30-2の農地は、北側に筆の形が伸びていることや、北側の民家との境が実際の農地の筆と異なっております。先ほどお話しました通り、農地の所有者の方とはずっと連絡が取れず、この方は経済的に厳しいというところもあって、北側の30-1の方については最近お引越しをされてきたというお話でしたので、今の所有者の方にこの筆を直してもらおうとか、たとえば時効取得といった方法もありますけれども、その方法を取っていただくのは現実的には難しいかなと考えております。現在の所有者のままだと耕作放棄になってしまう一方ですので、この件を両者の方にご理解していただいて、買われる●●●●さんは、お近くにお住まいで、前に農業委員をされていたこともあったので、農地法については十分理解していただいていると思っております。この農地につきましては両者の方にお任せする形で現状のまま売買するようなかたちでお願いしたいと思っておりますので、そのあたりも踏まえてご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま、説明がありましたが、他にご意見ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の1番から3番、5番から7番、9番から13番、所有権移転の1番から2番は計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の1番から3番、5番から7番、9番から13番、所有権移転の1番から2番計画案のとおりとすることに決しました。

議 長 それではここで、平井委員、長田克美委員、八巻委員は除斥となります。  
(平井委員、長田克美委員、八巻委員、退席)

議 長 それでは、利用権設定の4番、8番、所有権移転の3番から5番についての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の4番、8番、所有権移転の3番から5番については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の4番、8番、所有権移転の3番から5番については、計画案のとおりとすることに決しました。

議 長 それではここで、平井委員、長田委員、八巻委員の除斥を解きます。  
(平井委員、長田委員、八巻委員、着席)

議 長 平井委員、長田委員、八巻委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。

議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第16回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。  
(一同 礼)

午後1時57分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） \_\_\_\_\_

委員 3番 \_\_\_\_\_

委員 6番 \_\_\_\_\_